

船舶事故等調査報告書

平成26年12月18日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2014横第108号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成26年7月26日（土） 07時30分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市安房埼北西方沖 三浦市所在の三崎港東口南防波堤灯台から真方位184° 270m 付近 （概位 北緯35° 07.9′ 東経139° 37.7′）
事故等調査の経過	平成26年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーモーターボート free vision II、14トン
船舶番号、船舶所有者等	235-43935神奈川、龍華国際特許業務法人
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	船底及び左舷外板に亀裂等、推進器翼に曲損
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者6人を乗せ、安房埼北西方沖を航行していた。</p> <p>船長は、フライングブリッジに立って手動操舵で操船に当たっていたところ、急に霧で視界が不良となったので、GPSプロッターを見て航行しようとしたが、操作を誤り、画面に映像が映し出されない状態となったので、復旧させようとして操作を行っていたところ、左舷船首部が水上岩に接触したことを知った。</p> <p>本船は、船長が左舵を取ったところ、平成26年7月26日07時30分ごろ安房埼北西方沖の暗岩に乗り揚げた。</p> <p>船長は、海上保安庁及び横浜市所在のマリーナに救助を要請し、来援したマリーナ所属船の支援により離礁して三浦市所在のマリーナにえい航された。</p>
気象・海象	<p>気象：天気 霧、風 なし、視界 不良</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期</p> <p>7月26日00時15分、三浦市に発表された濃霧注意報が、本事故時も継続していた。</p>
その他の事項	<p>船長は、本事故発生場所付近を約20回航行した経験があり、暗岩の存在を知っていたが、突然の霧で視界が悪くなり、GPSプロッターの操作を誤ったことで、船位を確認する手段がなくなった。</p> <p>本船の喫水は、船首約0.7m、船尾約1.5mであった。</p>

<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし あり</p> <p>本船は、安房埼北西方沖を航行中、霧による視界不良となった際、船長が、GPSプロッターを見て航行しようとしたが、操作を誤り、船位の確認ができない状態で航行を続けたことから、暗岩に接近していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、本船が、安房埼北西方沖を航行中、霧による視界不良となった際、船長が、GPSプロッターを見て航行しようとしたが、操作を誤り、船位の確認ができない状態で航行を続けたため、暗岩に接近していることに気付かず、暗岩に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 暗岩が存在する海域の近くを航行する際は、船位の確認を行うこと。 ・ 出港する前に、注意報等の気象情報を入手し、天候の悪化が予想される場合は、出港を中止することが望ましい。 ・ 搭載している機器等の操作に習熟しておくこと。